

## 東京都の妊娠相談ほっとライン事業

○妊娠・出産に関する様々な悩みについて、看護師などの専門職が電話とメールで相談に応じる。

メール相談は随時受け付け

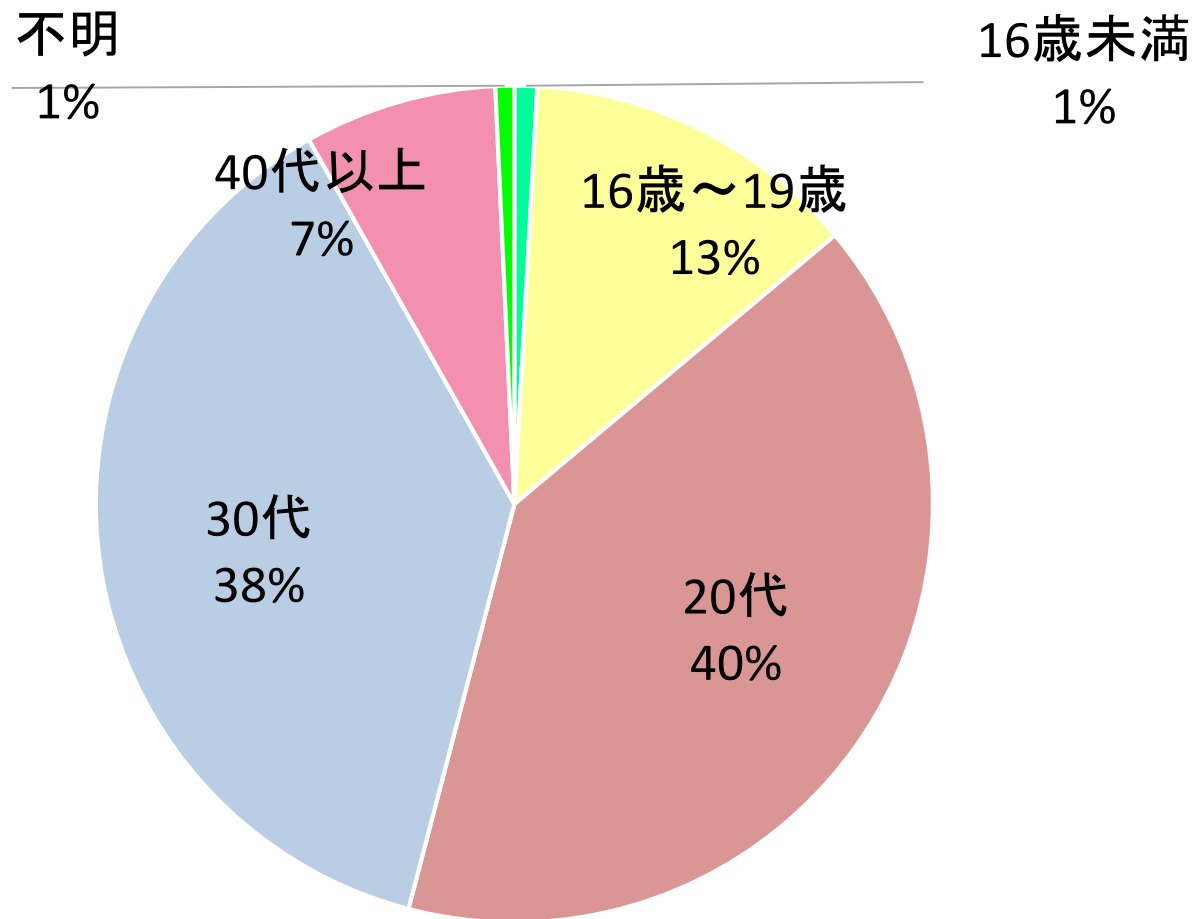
急ぎの相談については、電話相談の利用を案内

○相談受付時間

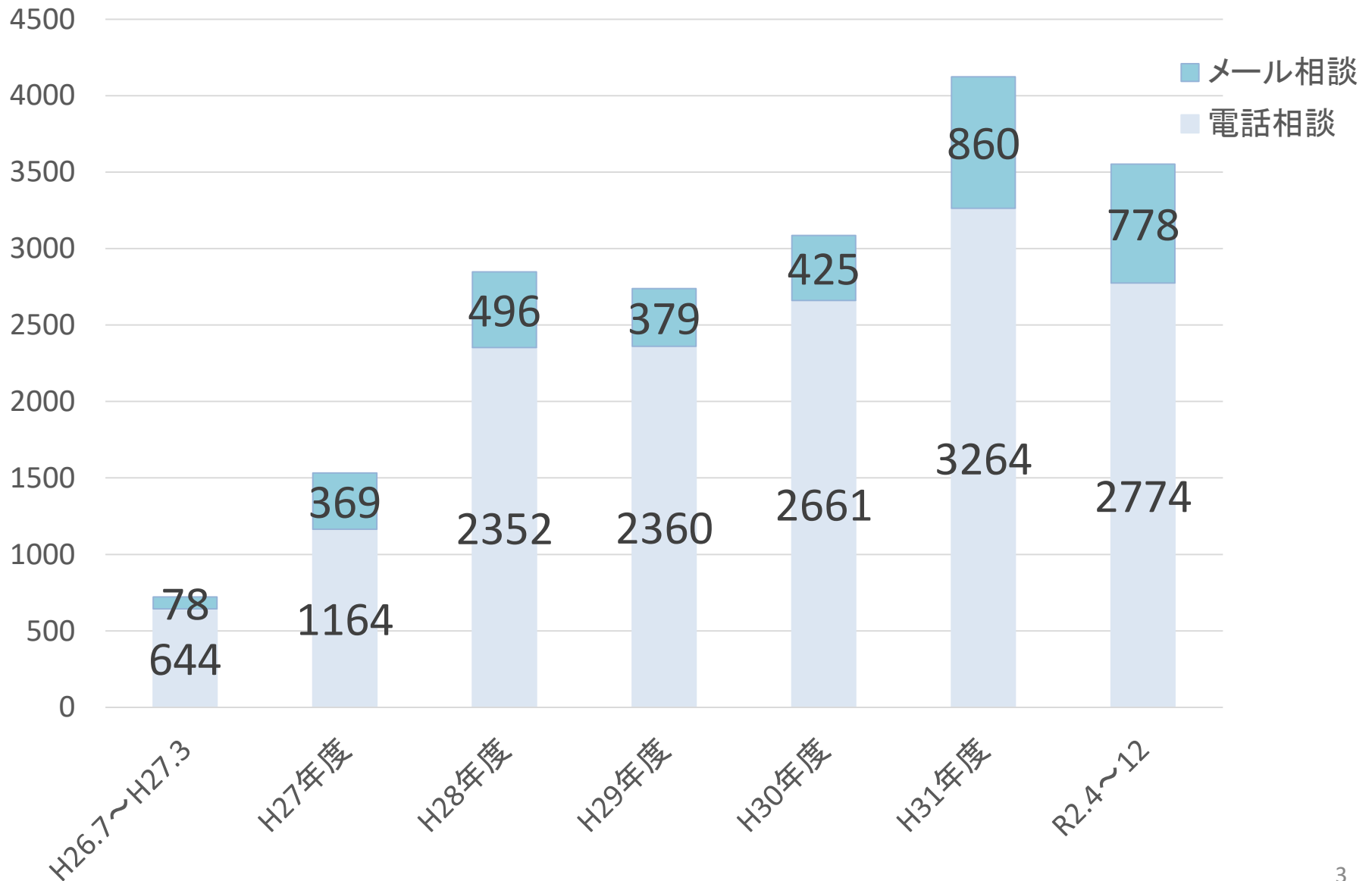
電話相談：月～日曜日（元旦を除く）

午前10時～午後10時

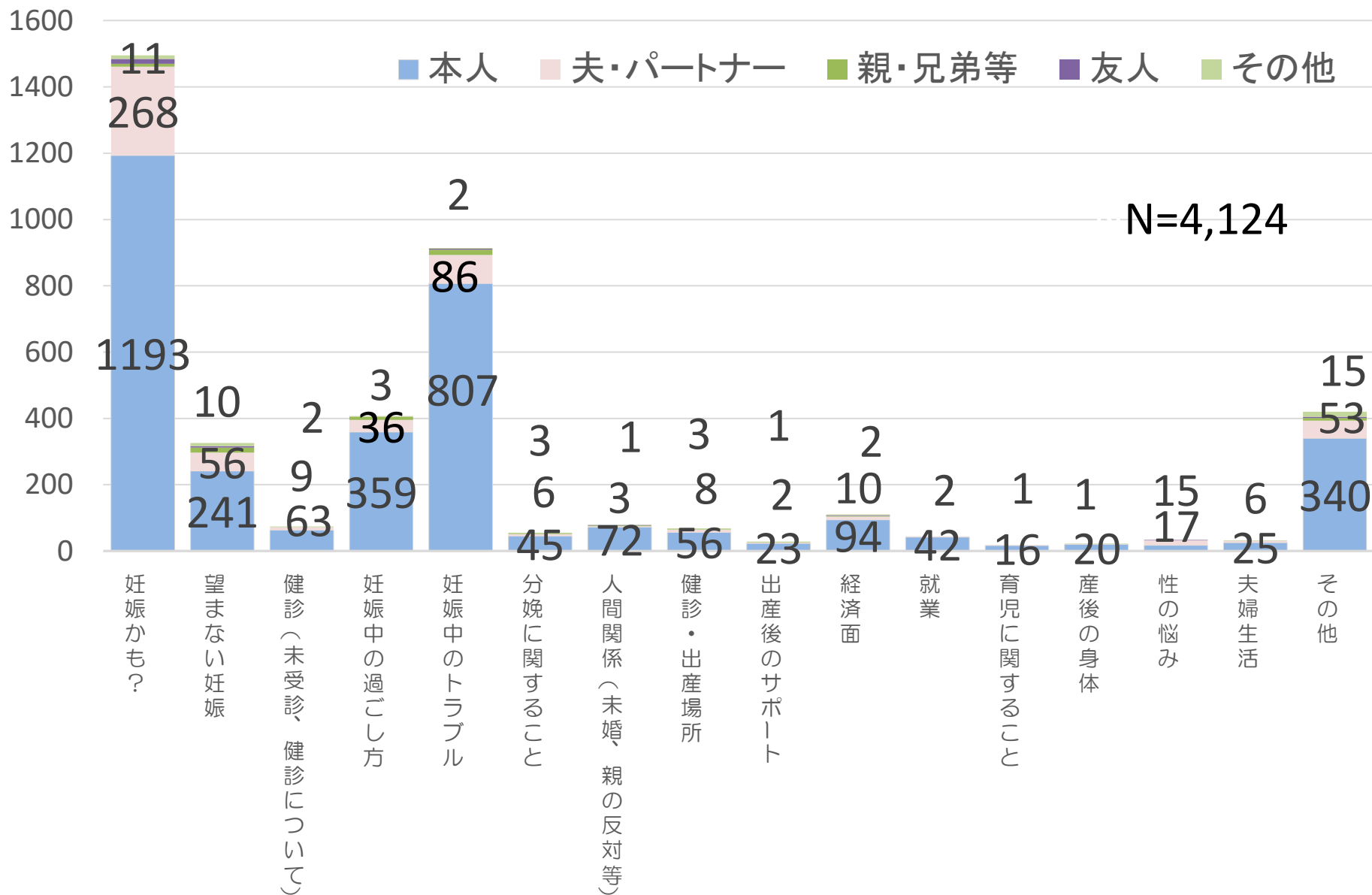
# 相談対象者の年齢（平成31年度）



# 相談件数（推移）



# 相談内容（平成31年度）

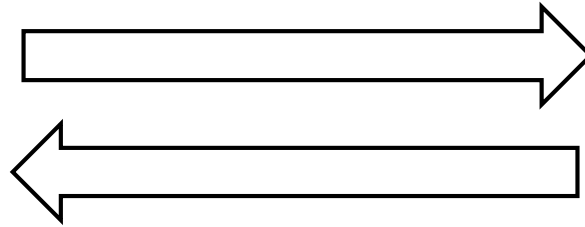


# 妊娠相談ほっとライン 区市町村との連携体制について

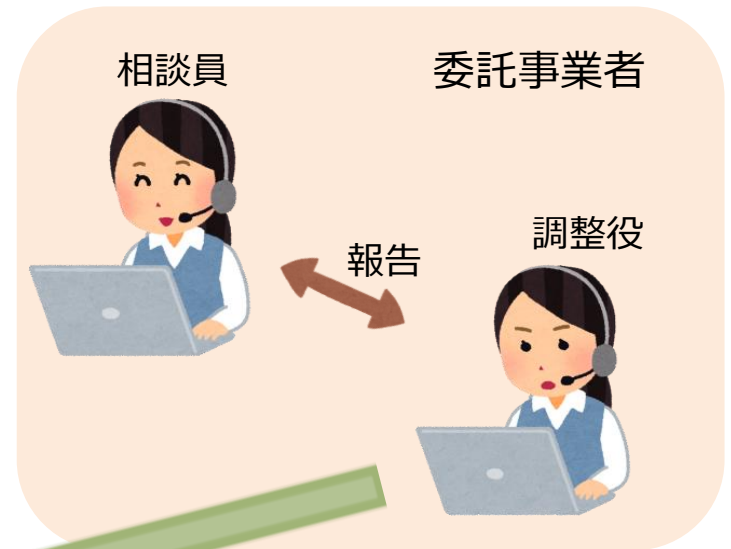
妊婦  
(相談者)



相談



区市町村への相談を勧奨  
(保健センターの情報提供等)



必要に応じて福祉部門  
と連携し、訪問指導や  
架電等により継続的な  
支援



区市町村

特定妊婦等と思われる者からの相談等、  
区市町村による積極的な支援・介入が必要  
なケースについては、委託事業者から区  
市町村へ直接連絡

# 妊娠相談ほっとライン 区市町村への情報提供について

## 【連絡方法】

- ①委託業者から、区市町村の担当部署へ電話連絡しFAXを送付
- ②FAXを受理した区市町村は、委託業者へ連絡し、個人情報等を聞き取り

## 【対象者】

- ・特定妊婦等と思われる者（H25.8 厚生労働省・子ども虐待対応の手引き）  
特に、妊娠届の未提出、母子手帳未交付、妊婦健康診査未受診または受診回数の少ない妊婦
- ・その他区市町村での継続支援が必要で、情報提供の同意を得た者

## 【参考】

要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について  
（H28.12.16付課長通知）

地方公共団体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用又は提供禁止の例外規定として、「法令に定めがあるとき」等が定められていることが一般的であり、児童福祉法第21条の10の5第1項に基づく情報提供は「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例にこのような例外規定がある場合には条例違反とはならないと考えられる。

# 特定妊婦に対する産科受診等支援について（令和2年1月事業開始）

## <事業スキーム>

